

【取組の概要】

東日本大震災では、大量のガレキが発生し、災害廃棄物や海岸漂着物となりました。そのため、地方公共団体は、災害廃棄物・海岸漂着物処理体制を検討するとともに、他の地方公共団体や一般廃棄物処分場の許可を有している民間施設との協定等をしておくことの検討も必要です。

【計画、整備にあたっての着眼点・留意点】

- ・災害廃棄物や海岸漂着物を仮置きする場所については、一定規模の土地の確保が必要であることから、地方公共団体が所有する公園・緑地、遊休地等を利用できる場所として検討することが重要です。合わせて、仮設住宅用地や復興住宅用地も含めて検討する必要があります。また、市町村総合計画や都市計画マスタープラン等の上位計画への位置づけを明確にし、計画的な土地利用を進めることが重要です。
- ・環境省では、東日本大震災により海洋へ流出した災害廃棄物の総量推計を実施しました。岩手県、宮城県、福島県から流出した廃棄物の総量は500万t程度であり、その8割程度は家屋等となっています。また、全体の7割程度が日本沿岸付近等の海底等に堆積し、残りの3割程度が漂流ごみとなったと推計しています（下表）。災害廃棄物は、膨大な海岸漂着物となっています。

廃棄物の種類	漂流ごみ (千t)	海底ごみ (千t)	計 (千t)
家屋等	1,336	2,783	4,119
自動車	—	313	313
海岸防災林から生じた流木	199	—	199
漁船を含む船舶	1	101	102
養殖施設	—	16	16
定置網	—	18	18
コンテナ	—	35	35
計	1,536	3,266	4,802 ≒ 500万t

出典：環境省・報道発表資料「東日本大震災により流出した災害廃棄物の総量推計結果の公表について（お知らせ）」  
（平成24年3月9日）

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14948>



◇災害廃棄物（岩手県陸前高田市）



◇仮置きされた災害廃棄物（岩手県釜石市、宮城県亘理町）

#### ◆参考資料

- 国土交通省 HP 「海岸漂着危険物対応ガイドライン、海岸漂着危険物ハンドブック」  
[http://www.mlit.go.jp/report/press/river03\\_hh\\_000170.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/river03_hh_000170.html)
- 海岸漂着物危険物対応ガイドライン（農林水産省農林振興局・水産庁、国土交通省河川局・港湾局、平成 21 年 6 月）  
[http://www.mlit.go.jp/report/press/river03\\_hh\\_000170.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/river03_hh_000170.html)
- 迅速な復旧・復興に資する再生資材の宅地造成盛土への活用に向けた基本的考え方（国土交通省都市局 H24.3）  
<http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi-hukkou-arkaibu.html#C>
- 公園緑地の整備における災害廃棄物の活用関連資料（国土交通省都市局 H24.3）  
公園緑地の整備における盛土へのコンクリートくずの活用手順（案）（国土交通省都市局 H24.3）  
公園緑地の整備における盛土への津波堆積物の活用手順（案）（国土交通省都市局 H24.3）  
[http://www.mlit.go.jp/report/press/toshi10\\_hh\\_000097.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/toshi10_hh_000097.html)